

# 条例改正等に関する考え方

自治の推進に関する基本条例	セーフコミュニティ・地域区民ひろば
<p>(前文)</p> <p>私たちの豊島区は、副都心池袋を中心とするにぎわいのあるまち、歴史や個性ある商店街とそれを取り巻く住宅街、大学などの教育文化施設が混在し、これまで様々な表情を持つ都市として、多様な人々や文化を受け容れながら発展してきました。</p> <p>私たちを取り巻く社会が変化する中で、自治のあり方も変わりつつあります。文化、環境、福祉、教育、防犯・防災など、様々なまちづくりの課題に自主的に取り組む活動が広がり、地域の中で多様な区民が新たな役割を担い始めています。</p> <p>今、この豊島区で共に暮らし、働き、学ぶ私たち区民は、自らが自治の主体であることを改めて確認します。</p> <p>身近な地域の課題について、まずその地域に住む人々が主体的に取り組むことを起点とし、さらに地域社会に関わる多様な人々に協働の環を広げ、一人ひとりの個性と権利を尊重しながら、連携していく過程を大切にします。</p> <p>また、私たちは、区議会及び区長に区政を信託するとともに、自らも積極的に区政に参加・協働することを通じ、真に区民の意思に基づく自治の実現を図ります。</p> <p>そして私たちは、地域からの視点とともに、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに豊かなものとして、未来に引き継いでいくことをめざします。</p> <p>ここに私たち区民は、日本国憲法が掲げる地方自治の本旨を踏まえ、区議会及び区長と自治の基本理念を共有し、豊島区の自治の最高規範としてこの条例を制定します。</p> <p><b>第1章 総則</b></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、豊島区の自治の基本理念及び基本原則を明らかにするとともに、区民、区議会及び区長についてのそれぞれの役割並びに区政運営に関する基本的な事項を定めることにより、自治の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 住民 豊島区の区域内(以下「区内」という。)に住む人をいう。</li> <li>(2) 区民 前号に掲げるもの又は区内で働く人若しくは学ぶ人をいう。</li> <li>(3) 事業者等 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。</li> <li>(4) 区長等 区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。</li> <li>(5) 区 区議会及び区長等をいう。</li> </ol> <p>(基本理念)</p> <p>第3条 区民及び区は、次に掲げることを自治の基本理念とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 身近な地域の課題について、住民自らが主体的に取り組むことを自治の起点とし、多様な区民及び事業者等が協働してまちづくりを行うこと。</li> <li>(2) 区は、区民、事業者等及び関係機関と連携し、自らの判断と責任の下に、自主的かつ自立した区政運営の確立を図ること。</li> </ol>	<div data-bbox="1537 394 2795 745" style="border: 1px solid #add8e6; padding: 10px;"> <p><b>1. 自治の推進に関する基本条例制定後に浮彫になった豊島区・コミュニティの課題</b></p> <p>豊島区は、超高密都市であり、様々な機能が集積し、多様な人々が暮らし、活動することで活力を生み出す一方、人の密度が高ければ、犯罪や事故も多くなります。また、依然として密集住宅地が多く、切迫を指摘されている首都直下地震では、大きな被害想定が示されるなど高密都市ならばこそその課題も持ち合わせています。</p> <p>また、転出入の多さ、単独世帯、一人暮らし高齢者の割合の高さなどは、豊島区の特徴であると同時に、地域のコミュニティづくりにおける大きな課題です。</p> </div> <div data-bbox="1537 814 2795 1102" style="border: 1px solid #add8e6; padding: 10px;"> <p><b>2. 安全で安心な地域社会を地域コミュニティと行政が連携して実現する必要性</b></p> <p>乳幼児期から高齢期まで安全で安心して暮らすことができるまちづくりに取り組むためには、地域の個性を生かし、多様なコミュニティとの連携を図ることが必要です。</p> <p>豊島区民は、行政とともに、安全・安心を肌で感じ、住んで良かった、これからも住み続けたいと思えるまちを築いていきます。</p> </div> <div data-bbox="1537 1654 2795 1942" style="border: 1px solid #add8e6; padding: 10px;"> <p><b>3. 安全で安心な地域社会実現の考え方</b></p> <p>地域の実態に即しながら、地域における安全と健康の質の向上のための活動を継続的に展開することにより、誰もが健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与します。</p> </div>

(基本原則)

第4条 区民及び区は、前条の基本理念を実現するため、次に掲げる原則を自治の基本原則とし、それぞれ次に定めることを内容とするものとする。

- (1) 情報共有の原則 区民及び区が、相互に情報を提供し、共有すること。
- (2) 参加の原則 区民の参加は、責任ある主体的な意思に基づくものであること。
- (3) 協働の原則 地域社会にかかわる多様な主体が、それぞれの役割分担及び対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、ともに活動すること。
- (4) 多様性尊重の原則 年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いに配慮するとともに、多様な区民の個性を尊重すること。

(最高規範性)

第5条 この条例は、豊島区の自治の最高規範であり、区民及び区は、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。

- 2 区は、この条例の理念に照らして、法令等を解釈又は運用し、他の条例等を制定又は改廃するとともに、この条例の理念を具体化するための条例等の体系化に積極的に取り組まなければならない。
- 3 区は、社会、経済等の環境の変化並びに区民及び区による自治実現の取組状況等に照らして、この条例の内容を検証し、区民の意見を反映した見直しを行うものとする。

(自治推進委員会の設置)

第6条 自治の円滑な推進を図るために、区長の附属機関として自治推進委員会を設置する。

- 2 自治推進委員会は、この条例の運用及び見直し、この条例の理念を発展させるための諸制度及び組織機構のあり方その他の自治の推進に関する重要事項について、区長の諮問に応じて審議を行い答申するとともに、自ら区長に対して提言することができる。
- 3 区長は、前項の答申及び提言を尊重し、豊島区の自治を推進する施策に反映させなければならない。
- 4 前3項に定めるほか、自治推進委員会に関する必要な事項は、別に条例で定める。

第2章 区民等

(区民の権利)

第7条 区民は、自治の主体として、次に掲げる権利を有する。

- (1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利
  - (2) 区政に参加する権利
  - (3) 前2号の権利を行使するために必要な情報を知る権利
  - (4) 行政サービスを受ける権利
- 2 区民は、まちづくり及び区政への参加又は不参加によって、いかなる差別も受けない。

(区民の責務)

第8条 区民は、権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、前条第1項各号の権利を行使するに当たっては、次に掲げることに努めなければならない。

- (1) 地域のまちづくりにおいて、区民相互の自発的意思を尊重し合い、連携すること。
- (2) 区政に参加するうえで、自己の発言及び行動に責任を持つこと。
- (3) 区民相互のコミュニケーションを大切にし、まちづくりに必要な情報を共有すること。
- (4) 子どもが安全かつ健全に成長できるよう配慮するとともに、豊かな地域社会を将来に引き継いでいくこと。
- (5) 行政サービスに係る負担を分任すること。

(事業者等の役割)

第9条 事業者等は、地域社会にかかわる多様な主体の一員として、区民と協働し、まちづくりに参加することができる。

2 事業者等は、地域環境に配慮するとともに、地域社会と協調し、その発展に寄与するよう努めなければならない。

### 第3章 コミュニティ

(コミュニティの意義)

第10条 コミュニティとは、地域における多様な人と人とのつながりをいう。

2 地域における活動及びそれを担う組織・集団はコミュニティを基盤として形成される。

(コミュニティを基盤とする活動の原則)

第11条 コミュニティを基盤とする活動の原則は、次に掲げることを内容とする。

(1) 区民の自発的な意思に基づく参加及び区民相互の立場を尊重した連携を基本とすること。

(2) 区民一人ひとりの生活を豊かにすることを目的とすること。

(3) 子どもからおとなまで、世代を越えた交流及び学び合いを大切にすること。

(区の役割)

第12条 区は、コミュニティを基盤として活動する区民の主体性を尊重しなければならない。

2 区長等は、コミュニティを基盤とする活動に対して必要な支援を行うとともに、この条例の理念にのっとり、多様な活動が連携していくための施策を推進しなければならない。

(まちづくりに関する提案等)

第13条 区民は、地域の共通課題について共に考え、合意形成を図るための自主的な協議に自発的な意思に基づき参加することができる。

2 区民は、前項の協議を通じ、まちづくりに関する区民の考えを区長に提案することができる。

3 区長は、前項の提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、区政に反映させるよう努めなければならない。

### 第4章 区政への参加、協働

#### 第1節 情報の共有等

(区政情報を知る権利)

第14条 区民は、区政への参加に必要な情報の公開を区に請求し、区から説明を受けることができる。

(区政情報の公開及び提供)

第15条 区は、前条に定める区民の権利を保障し、区民の区政への積極的な参加を推進するために別に条例の定めるところにより、区政情報を区民に公開しなければならない。

2 区は、多様な媒体を積極的に活用し、区政情報を区民に分かりやすく提供しなければならない。

(説明責任)

第16条 区長等は、政策の立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果等について、区民に分かりやすく説明しなければならない。

(応答責任)

第17条 区長等は、区民から区政に関する要望、意見、苦情等の申立てがあったときは、速やかに事実関係を調査し、これに答えなければならない。

## 4. 地域区民ひろばの考え方（地域区民ひろば構想）

これまで年齢や使用目的により利用に制限があった区の施設を、地域に密着した視点から見直し、小学校区を基礎的な単位とした地域コミュニティづくりのための施設として再編します。

このことにより、乳幼児から高齢者の方まで、「世代を超えた交流の場」を創り、地域社会の多様な活動の拠点としての利用が可能になります。

将来的には、区民ひろばの事業の企画、運営等を地域の方が参画する運営協議会に委ねていく予定です。

これらの活動を通じ、地域住民による自己決定、自己責任に基づいた自主的な活動やコミュニティの活性化に寄与することを目的とします。

## 5. 地域区民ひろばの拡大と運営

平成18年3月の自治の推進に関する基本条例制定時には、「区民ひろば構想」として示されて、6地区でモデル実施されていたにすぎませんでした。

平成18年4月に8地区（南大塚、西巣鴨、朝日、南池袋、高南、富士見台、高松、さくら）での本格実施を開始してから、現在では、18地区22か所で運営され、年間利用者72万3千人、年間事業数は約12,000件にもなる事業展開を行っており、地域におけるコミュニティの拠点として広く浸透してきました。

事業の企画・実施等は、地域住民が主体となる「運営協議会」が担っています。

運営協議会は、町会、民生・児童委員、青少年育成委員、PTA、利用者などを中心に、部門横断的に構成されています。その委員数は、30～40人です。

## 6. セーフコミュニティの拠点としての地域区民ひろば

コミュニティづくりのほか、高齢者向けの事業や、子育てに関する事業など、セーフコミュニティに関する数多くの事業をも展開しています。また、豊島区全体として取り組むセーフコミュニティ活動を身近な地域で実践する場として、また、区全体のセーフコミュニティ活動と地域をつなぐ場として「地域区民ひろば」が位置付けられています。

セーフコミュニティ活動を、幅広い年齢層の区民へ伝えるために、「地域区民ひろば」で情報の提供を行っています。また、セーフコミュニティ活動の学習の場としての機能や、地域福祉に関する相談の機能の拡充を進めています。

(審議会等の公開)

第18条 区長等が設置する審議会等の会議は、公開する。ただし、法令、条例等の規定により非公開とされる会議又は議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれ、公開することが適当でない認められる場合は、この限りでない。

(個人情報の保護)

第19条 区は、個人の権利及び利益が侵害されることがないように、別に条例の定めるところにより、区が保有する個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

2 区は、個人情報の開示等を求める権利を保障する。

### 第2節 区民参加

(区政への区民参加)

第20条 区民は、区における課題の把握並びに計画等の策定、実施及び評価の各段階において区政に参加することができる。

(区民参加の保障)

第21条 区長等は、区民が区政に参加できるように多様な参加の機会を保障しなければならない。

2 区長等は、区の基本的な計画又は重要な政策等を策定する場合に、事案に応じて必要な区民参加の手続を講じなければならない。

(審議会等の委員の公募)

第22条 区長等は、法令、条例等により審議会等を設置する場合は、委員の一部又は全部を区民から公募しなければならない。ただし、審議会等の議事内容に別に条例で定めるところの非公開情報が含まれる場合その他委員を区民から公募することが適当でない認められる場合は、この限りでない。

(パブリックコメント)

第23条 区長等は、区の基本的な計画又は重要な政策等を決定する場合に、事前に区長等の案を公表し、区民の意見を聴くとともに、提出された区民の意見に対する区長等の考え方を公表しなければならない。

(住民投票)

第24条 区は、区政に重大な影響を有する事項について、住民投票制度を設けることができる。

2 区は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 住民投票の実施に関して必要な事項は、別に条例で定める。

### 第3節 協働

(協働の推進)

第25条 区長等は、地域社会にかかわる多様な主体が協働の意義及び目的を共有し、共に活動できるよう支援するとともに、協働を推進するための総合的な施策を整備しなければならない。

(協働事業)

第26条 区長等は、公益的な目的を共有する活動団体、教育機関その他の事業者等との協働事業を推進するために、支援その他の必要な施策を講じることに努めるものとする。

2 区長等は、協働事業が円滑に遂行されるように、相互の責任及び役割分担等についてあらかじめ明らかにしなければならない。この場合において、区長等は、協働事業に関する協定を締結することができる。

## 7. セーフコミュニティの考え方

セーフコミュニティ活動は、事故は決して偶然の結果ではなく、原因を究明することで予防できるという考え方のもと、地域のコミュニティや人と人の絆を広げながら、安全と健康の質を高めていくまちづくり活動です。

セーフコミュニティ活動は、安全な生活環境を確保するとともに、地域のなかに豊かなコミュニティや部門を越えた横のつながりを広げることで、安全と健康の質を高めていくまちづくり活動であり、豊島区の基本的な課題に対応する政策モデルです。

## 8. セーフコミュニティ取組宣言（平成22年2月22日）

豊島区では、町会やボランティア団体等による地域の見守り、繁華街の治安対策、学校の安全対策、交通安全、さらには介護予防や生活習慣病予防など、住民による活発な地域活動が展開され、暮らしの安全と健康を守ってきました。

「セーフコミュニティ」は、「けがや事故等は偶然の結果ではなく、予防できる」との理念のもと、科学的な原因究明に基づき、部門横断的な連携・協働を広げながら地域社会の安全の質を向上させる世界基準のまちづくりであり、まさに豊島区が目指す姿であります。

急速に高齢化が進むなか、けがや事故、犯罪や暴力、自殺、虐待など、乳幼児から高齢者に至るまで、安全と健康をコミュニティの力で守る仕組みを根付かせ、次の世代に引き継いでいくことは、区民共通の願いです。

豊島区は、2012年に区制施行80周年を迎えます。

これまで10年間のまちづくりの集大成として、その節目の年に向けて、日本一の高密都市ならではの“安全文化”の姿をつくりあげるため、WHO（世界保健機関）セーフコミュニティ協働センターが提唱する「セーフコミュニティ」の認証取得に取り組むことを、ここに宣言します。

## 9. セーフコミュニティ取組宣言（平成24年5月8日）

豊島区は、先人から引き継いだ誇るべき歴史と文化資源を持ち、明日への活力を生み出し続ける、私たちの故郷ふるさとです。

豊かな地域力に支えられた「安全・安心」を、次の世代に引き継いでいくことは、いまに生きる私たちが取り組むべき、究極的なまちづくりの目標です。

区制施行80周年という節目の年に、「セーフコミュニティ」の国際認証を取得することは、区政の歴史に新たなページを加える栄誉です。

私たちは、世界の「セーフコミュニティ」のメンバーとなることを誇りとし、認証を新たなスタートとして、長期的かつ持続的に「セーフコミュニティ」活動に取り組むことを、ここに宣言します。

## 10. セーフコミュニティは協働の柱

セーフコミュニティを協働の柱とし、部門を超えた連携・協働を広げながら、地域社会の安全環境の改善や区民の自発的かつ体系的なまちづくりを推進していきます。

(地域における協議会)

第27条 区長は、区民との協働によるまちづくりを推進するために、一定の地域区分を定め、それぞれの地域に協議会を設置することができる。

2 区長は、前項に定める協議会を設置する場合は、多様な区民が参加できるように配慮するとともに、その運営については、できるかぎり区民の自主性に委ねるものとする。

#### 第5章 区議会

##### 第1節 区議会の意義及び役割

第28条～第31条 (省略)

##### 第2節 議員の責務

第32条～第33条 (省略)

#### 第6章 区長

##### 第1節 区長の意義及び役割

第34条～第37条 (省略)

##### 第2節 区の職員

第38条～第39条 (省略)

#### 第7章 区政運営

##### 第1節 行政運営

第40条～第43条 (省略)

(危機管理)

第44条 区長等は、区民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態等に的確に対応するための体制を整備し、区民生活の安全性の確保に努めなければならない。

2 区長等は、大規模災害等を想定した危機管理体制を整備し、大規模災害等の発生時には、区民、関係機関、広域的な相互協力機関等と連携し、区民生活の支援に努めなければならない。

3 区民は、大規模災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

##### 第2節 他機関等との連携

第45条～第47条 (省略)

### 11. 危機管理

第44条では区民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じる大規模災害等を想定した危機管理を規定していますが、セーフコミュニティの考え方は、第2章から第4章の協働のまちづくりのなかで規定することが適していると考えられます。